

平成 28 年 12 月 21 日  
福祉部指導監査室居宅事業者課

## 指定介護保険事業者の指定の取消しについて

介護保険法第 77 条第 1 項及び第 115 条の 9 第 1 項の規定により、指定の取消しを行いましたので、お知らせします。

### 1 対象事業者

- (1) 法人名 株式会社フロイデン
- (2) 代表者 代表取締役 南尾 清次
- (3) 所在地 東大阪市稲葉三丁目 2 番 3 1 号

### 2 事業所名称、事業の種類、所在地及び指定年月日

- (1) 事業所名称 介護サービスフロイデン
- (2) 事業の種類 訪問介護、介護予防訪問介護
- (3) 所在地 東大阪市稲葉三丁目 2 番 3 2 号
- (4) 指定年月日 平成 23 年 4 月 1 日（訪問介護、介護予防訪問介護）

### 3 指定の取消し年月日 平成 29 年 2 月 1 日（平成 28 年 12 月 21 日命令）

### 4 指定取消しの理由

#### (1) 運営基準違反

管理者は、サービス提供責任者その他訪問介護員等の業務の管理を怠り、利用者に対して行われた高齢者虐待の事実について監査開始時まで把握できず、また、届け出のあったサービス提供責任者がその業務を行っていないにもかかわらず、これを把握できないうえ、必要な指揮命令を行っておらず、管理者としての責務を果たしていない。（法第 77 条第 1 項第 4 号及び第 115 条の 9 第 1 項第 3 号に該当）

#### (2) 人格尊重義務違反

要介護認定を受けた複数の利用者に対し、サービス提供責任者及びその指示を受けた訪問介護員が高齢者虐待（身体的虐待及び心理的虐待）に該当する行為を行った。なお、指示内容は、当該サービス提供責任者と当該事業所の非常勤訪問介護員兼有料老人ホームの施設長とが決定したものである。（法第 77 条第 1 項第 5 号に該当）

(3) 不正請求

実際には、サービス提供責任者としての届出のない訪問介護員養成研修2級課程修了者が訪問介護計画書の作成等のサービス提供責任者としての業務を行っているにもかかわらず、サービス提供責任者として届出をした介護職員基礎研修課程修了者である訪問介護員がその業務を行っていると装い、100分の10の減算を行わず、居宅介護サービス費及び介護予防サービス費を不正に請求し、受領した。

(法第77条第1項第6号及び第115条の9第1項第5号に該当)

(4) 介護保険法違反

サービス提供責任者に変更があったにも関わらず、法第75条第1項及び第115条の5第1項の規定に基づく変更の届出を行わなかった。(法第77条第1項第10号及び第115条の9第1項第9号に該当)

5 事業者に対する経済上の措置

不正に請求し受領していた介護給付費を返還させるほか、介護保険法第22条第3項の規定により不正請求額に100分の40を乗じて得た加算額の支払いを命じる。

(1) 東大阪市分

不正請求額	約1,912,000円
加算額を含めた返還額	約2,677,000円

(2) 東大阪市以外の6市分・・・八尾市、大阪市、高槻市、茨木市、西宮市、御前崎市

不正請求額 ※東大阪市が確認した額	約398,000円
(加算額を含めた場合の返還額)	約557,000円